

議事等の公開について

本ワーキング・グループ及び資料等の公開については、以下のとおりとする。

1. 本ワーキング・グループの公開について

率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として、公開しない。

2. 議事概要及び資料の公開について

議事概要については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。

資料の取扱いについては、事務局作成資料に関しては原則として公開するものとする。参加者の提供資料等、事務局作成資料以外の資料に関しても、原則として公開するものの、機密情報等が含まれる場合には、資料提出者と相談して扱いを決定する。

以上